

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年4月24日
【会社名】	中外製薬株式会社
【英訳名】	CHUGAI PHARMACEUTICAL CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 永山 治
【本店の所在の場所】	東京都北区浮間五丁目5番1号 (上記は登記簿上の本店所在地であり、事実上の本社業務は下記「最寄りの連絡場所」において行っております。)
【電話番号】	03(3968)6111
【事務連絡者氏名】	財務経理部財務グループマネジャー 青木 守
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号
【電話番号】	03(3281)6611(代表)
【事務連絡者氏名】	財務経理部財務グループマネジャー 青木 守
【縦覧に供する場所】	中外製薬株式会社 本社事務所 (東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号) 中外製薬株式会社 横浜支店 (横浜市神奈川区金港町1番地4) 中外製薬株式会社 大阪支店 (大阪市淀川区宮原三丁目3番31号) 中外製薬株式会社 名古屋支店 (名古屋市中区丸の内三丁目20番17号) 中外製薬株式会社 東京第二支店 (さいたま市大宮区桜木町一丁目9番6号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

会社法第236条及び第238条に基づき、平成21年4月24日開催の当社取締役会において新株予約権の発行を決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

イ 銘柄 中外製薬株式会社 2009年発行新株予約権

ロ 新株予約権の内容

(1) 発行数

785個

なお、上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

(2) 発行価格

新株予約権の払込金額は、二項モデルにより算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。

また、割当てを受ける者が金銭による払込みに代えて、当社に対して有する報酬債権と新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する。

(3) 発行価額の総額

未定

(4) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

当社普通株式 78,500株（新株予約権1個当たりの目的となる株式数100株）

当社は、発行する全部の株式の内容として会社法第107条第1項各号に掲げる事項を定款に定めていない。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金銭の額（以下、「行使価額」という。）を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(6) 新株予約権の行使期間

平成21年5月11日から平成51年4月24日まで

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権の全部を一括して行使することができる。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要する。

八 当該取得の申込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳

当社取締役6名(785個)

二 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第2項に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人である場合には、当該会社と提出会社との間の関係
該当なし

ホ 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

新株予約権の割当ての対象となる者との取決めは、上記ロ及び八に従う新株予約権割当契約の締結によって行う。